

# 行 政 監 査

## 1 監査の実施期間

令和3年9月16日から令和4年3月1日まで

## 2 監査の対象

第五次富士市総合計画で定められた7つの施策大綱のうち、「安全・安心」の中から、次の事務事業を抽出し、監査の対象とした。

◎ 事務事業名 雨水浸透・貯留施設設置促進事業

担 当 課 建設部河川課

## 3 監査の範囲・方法

監査の範囲は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに執行された事業内容を基本として、提出された資料に基づき、担当職員からその内容等の説明を聴取した。

ただし、指標等の分析や課題等の検証などに必要な場合は、令和元年度以前の執行状況及び令和3年度の執行状況も対象とした。

監査の方法については、富士市監査基準に基づき、事務事業の実施状況、進め方等を次の5つの観点から検証するとともに、今後の本市の行政運営に資するための方策を検討した。

①合規性 ②正確性 ③経済性 ④効率性 ⑤有効性

なお、経済性、効率性、有効性の観点からの監査に当たっては、行政評価等の結果やベンチマーキング(他都市との状況を比較して評価する手法)を活用しながら、課題解決に向けた分析及び検討を行った。

## 4 監査の結果

監査の結果は、5つの監査観点ごとに1から5までの評点を付し、担当課の評価と監査委員の評価が比較できるようレーダーチャートを用いて表すとともに、評価に基づく改善要望事項を4点提示したので、今後の事務事業の執行に活かされたい。

【監査の観点】

合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業が法令、条例等に従って適正に行われているか。</li> <li>・ 事業を執行する上で必要な要綱等が整備されているか。</li> </ul>
正確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務手続が適切かつ正確に行われているか。</li> <li>・ 事業に関係する書類、データ等に誤謬や計算ミスはないか。</li> </ul>
経済性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ もっと少ない費用で実施できないか。</li> <li>・ 事業を執行する上で、適正な人数で事務が行われているか。</li> </ul>
効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務の執行上、簡略化又は改善できるプロセスはないか。</li> <li>・ より短い時間で事務の処理ができないか。</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会情勢や環境の変化に活動内容が有効に機能しているか。</li> <li>・ 目標を達成するための手段・方法が最適又は十分であるか。目標値は妥当であるか。</li> <li>・ 対象者のニーズを充足しているか。</li> </ul>

【評点の内容】

評点		評価内容
5	優れている	先進的で、極めて優れている。
4	やや優れている	適切に行われ、良好な結果が見られる。
3	普通	概ね妥当である。
2	やや劣っている	少し問題があり、改善の余地がある。
1	劣っている	色々な問題が散見し、大幅な改善が必要である。

(注 意)

文中及び各表中の金額及び比率は、原則として単位未満を四捨五入してあるが、端数調整により合計数と一致しない場合がある。

# 行政監査目次

1	事務事業の概要	38
	(1) 事業の背景	38
	(2) 事業の概要	38
2	事務事業の分析	40
	(1) 各施設の設置状況と目標値（正確性・有効性の検証）	40
	(2) 補助金交付状況（経済性の検証）	41
	(3) 平均申請者負担額と補助金交付額（経済性の検証）	42
	(4) 雨水流出の抑制効果（有効性の検証）	43
	(5) 常襲浸水被害地区と雨水浸透施設等の設置状況（効率性・有効性の検証）	44
	(6) 新築住宅と既存住宅における補助金申請状況（効率性・有効性の検証）	46
	(7) 同規模市及び県内他市の状況（経済性・効率性・有効性の検証）	46
	(8) 例規等に関する検証（法規性・正確性の検証）	53
3	評価	55
4	監査結果に基づく改善事項等	57

◎ 雨水浸透・貯留施設設置促進事業について（建設部河川課）

1 事務事業の概要

(1) 事業の背景

近年、台風や集中豪雨による水害が全国各地で頻発しており、河川の氾濫や堤防の決壊によって甚大な被害が発生する事例も増えてきている。本市においても、集中豪雨等による水害が繰り返し発生しており、直近では令和3年7月の大雨によって、住宅の床上・床下浸水や道路冠水などの被害が生じている。

本市では「第五次富士市総合計画」の「第1章 安全・安心」において、安全で暮らしやすいまちを実現するために各施策を定めており、水害対策については「第4節 治山・治水」において2つの施策を推進している。「第1章 安全・安心」における施策の体系は次のとおりである。

【図表1】 第五次富士市総合計画 第1章における施策体系

章	節	施策
1 安全・安心	1 市民安全	1 防犯協力体制の強化
		2 交通安全対策の充実
		3 消費生活相談及び市民相談の充実
	2 危機管理	1 危機管理体制の強化
		2 地域防災力の強化
		3 情報伝達体制の強化
	3 消防・救急・救助	1 消防体制及び施設等の充実強化
		2 火災予防の強化による安全の確保
		3 救急・救助体制の充実強化
	4 治山・治水	1 台風や豪雨などの水害対策の強化
		2 雨水流出抑制対策の推進
		3 土砂災害への対策強化

水害対策に関する施策のうち、「台風や豪雨などの水害対策の強化」では、雨水を速やかに排除するため、市が主体となって主要河川整備推進事業等を実施している。

「雨水流出抑制対策の推進」では、河川整備と並行して河川への雨水流出量を抑制するため、雨水浸透・貯留施設設置促進事業等によって官民一体となった治水対策を推進している。

(2) 事業の概要

雨水浸透・貯留施設設置促進事業では、総合的な治水対策の一環として、「富士市雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金」を交付しており、市民が取り組むことができる雨水流出抑制策として事業を推進している。制度の概要は次の通りである。

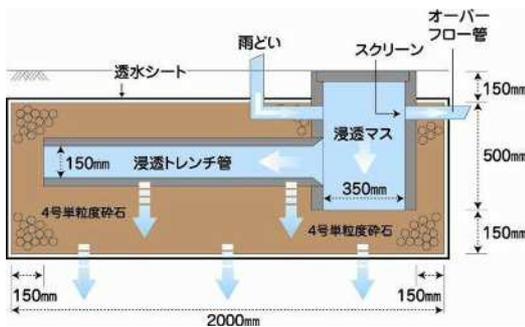
【図表 2】 富士市雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金制度の概要

項目	内 容		
名 称	富士市雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金		
目 的	総合的な治水対策の一環として雨水の有効利用により、その流出を抑制するとともに地下水のかん養を図る。		
対 象 者	敷地面積が1,000㎡未満の居住の用に供する住宅（併用住宅及び共同住宅含む。）の所有者（これから建築しようとする者を含む。）で雨水浸透施設または雨水貯留施設を設置する者。		
対象施設	(1)雨水浸透施設 A 型 (雨水浸透柵+浸透トレンチ管)	(2)雨水浸透施設 B 型 (雨水浸透柵単体)	(3)雨水貯留施設 (雨水貯留タンク)
	屋根に降った雨水を当該住宅の敷地内で地中に浸透させる施設で、イメージ図と同等以上の構造を有するもの。		屋根に降った雨水を貯留して利用するための施設で、イメージ図と同等以上の構造を有し容積が200ℓ以上のもの。
対象区域	次に掲げる区域を除く市内全域 (1)急傾斜地崩落危険区域（上部の区域に限る） (2)砂防指定地 (3)法面の安定性を損なうおそれのある区域		市内全域
設置場所	周辺の構造物及び境界から相当程度の距離を置いて設置するものとする。また、次に掲げる場所に設置してはならない。 (1)雨水の浸透効果が見込めない場所 (2)周辺の擁壁等構造物に悪影響を及ぼすおそれがある場所 (3)その他市長が雨水浸透施設を設置することが不適当であると認めた場所		
補助金額	雨水浸透施設等の設置に要する経費に相当する額（1,000円未満切捨て）とし、以下の金額を限度とする。		
	1基につき10万円	1基につき5万円	1基につき3万円
補助基数	建築面積50㎡未満・・・1基のみ 〃 50㎡以上100㎡未満・・・2基以内 〃 100㎡以上150㎡未満・・・3基以内 〃 150㎡以上・・・4基以内		住宅1棟につき1基

【図表 3】 各施設イメージ図

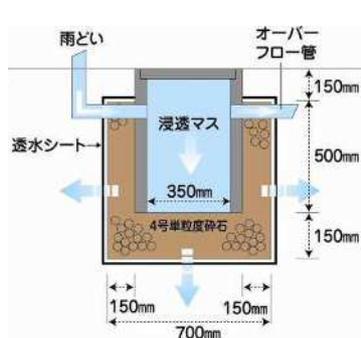
(1) 雨水浸透施設 A 型

(雨水浸透柵+浸透トレンチ管)



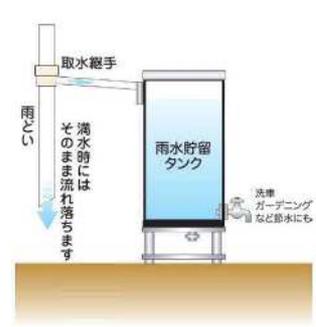
(2) 雨水浸透施設 B 型

(雨水浸透柵単体)



(3) 雨水貯留施設

(雨水貯留タンク)



## 2 事務事業の分析

### (1) 各施設の設置状況と目標値（正確性・有効性の検証）

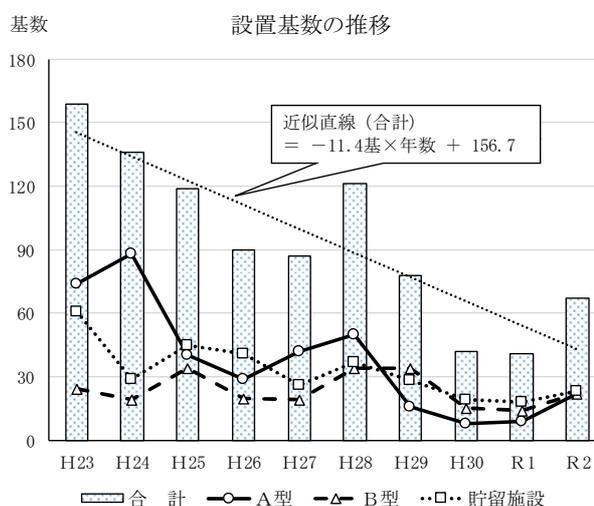
各施設の設置基数の推移を示したものが図表4である。

過去10年間で合計940基を設置しているが、全体としては減少傾向となっており、近年はピーク時の4分の1から3分の1程度の設置基数となっている。近似直線から算定した合計設置基数の減少幅は▲11.4基/年となっており、内訳は雨水浸透施設A型が▲7.3基/年、雨水浸透施設B型が▲0.6基/年、雨水貯留施設が▲3.5基/年で、A型の減少幅が最も大きい。

施設別設置基数は、雨水浸透施設A型（378基、40.2%）が最も多くなっているが、雨水浸透施設B型（235基、25.0%）及び雨水貯留施設（327基、34.8%）との差は小さく、各施設とも一定の需要があると考えられる。

【図表4】 施設別設置基数 (単位：基)

	雨水浸透施設A型	雨水浸透施設B型	雨水貯留施設	合計
平成23年度	74	24	61	159
平成24年度	88	19	29	136
平成25年度	40	34	45	119
平成26年度	29	20	41	90
平成27年度	42	19	26	87
平成28年度	50	34	37	121
平成29年度	16	34	28	78
平成30年度	8	15	19	42
令和元年度	9	14	18	41
令和2年度	22	22	23	67
合計	378	235	327	940
基数割合	40.2%	25.0%	34.8%	100.0%



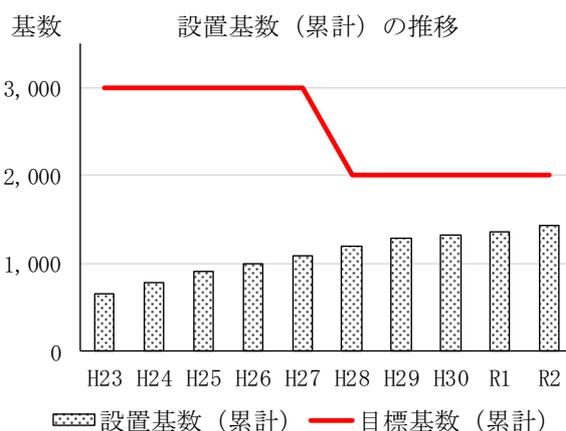
本業務を評価する指標としては、短期と中長期の2つに分け、短期の指標は「雨水浸透・貯留施設設置基数（単年度）」を設定し事務事業評価で進行管理し、中長期の指標は「雨水浸透・貯留施設の累計設置基数」を設定し、施策評価で進行管理を行っている。各目標基数に対する設置実績を示したものが図表5である。なお、各指標とも平成28年度以降は目標基数を下方修正している。

事務事業評価の結果は、平成23年度、平成24年度、平成28年度において目標を達成しているが、その他の年度では達成できていない。

施策評価においては、令和2年度末までに累計2,000基を設置することを目標としていたが、実績は1,426基であり目標を達成できていない。また、平成23年度当初における累計設置基数は486基であり、令和2年度末までに累計2,000基とするためには単年度あたり151.4基/年を設置する必要があったが、事務事業評価における目標基数（120基/年及び80基/年）との整合性が取れていない上に、目標基数と設置実績（94.0基/年）の間に大きな差がある状況となっている。

【図表5】 設置基数の推移と目標基数 (単位：基)

	事務事業評価で 進行管理		施策評価で 進行管理		
	設置基数 (単年度)	目標基数 (単年度)	設置基数 (累計)	目標基数 (累計)	
平成23年度	159	120	645	3,000	
平成24年度	136	120	781		
平成25年度	119	120	900		
平成26年度	90	120	990		
平成27年度	87	120	1,077		
平成28年度	121	80	1,198	2,000	
平成29年度	78	80	1,276		
平成30年度	42	80	1,318		
令和元年度	41	80	1,359		
令和2年度	67	80	1,426		



(2) 補助金交付状況（経済性の検証）

予算額と施設別の補助金交付額を示したものが図表6である。

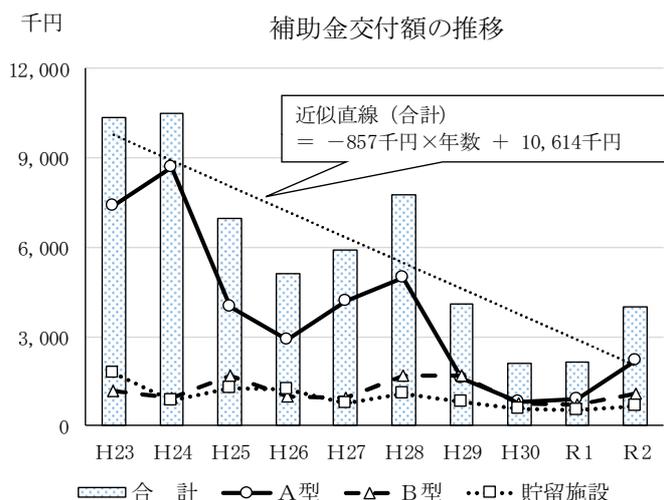
設置基数と同様に、予算額と補助金交付額も減少傾向となっており、近年の補助金交付額はピーク時の5分の1から5分の2程度となっている。近似直線から算定した合計補助金交付額の減少幅は▲857千円/年となっており、内訳は雨水浸透施設A型が▲728千円/年、雨水浸透施設B型が▲27千円/年、雨水貯留施設が▲102千円/年で、A型の減少幅が最も大きい。

各施設の合計補助金交付額は、補助上限額が高い雨水浸透施設A型が37,638千円と最も多くなっており、全体の6割以上を占めているが、図表4で示した設置基数の割合は4割に留まっているため、設置基数に対して補助金交付額が多い状況となっている。

また、必要に応じて予算の増額補正を行っているが、平成24年度は11月に、令和2年度は1月に予算上限に達し、補助金の受付を終了していた。

【図表6】 予算額と施設別補助金交付額 (単位：千円)

	予算額 (当初+補正)	補助金交付額				執行率
		雨水浸透 施設A型	雨水浸透 施設B型	雨水貯留 施設	合計	
平成23年度	10,500	7,385	1,196	1,792	10,374	98.8%
平成24年度	10,500	8,675	950	863	10,488	99.9%
平成25年度	7,000	3,993	1,700	1,292	6,985	99.8%
平成26年度	7,000	2,896	998	1,230	5,124	73.2%
平成27年度	6,000	4,191	950	760	5,901	98.4%
平成28年度	8,000	5,000	1,700	1,069	7,769	97.1%
平成29年度	7,000	1,600	1,700	819	4,119	58.8%
平成30年度	7,000	800	750	568	2,118	30.3%
令和元年度	5,000	898	700	540	2,138	42.8%
令和2年度	4,000	2,200	1,100	688	3,988	99.7%
合計	72,000	37,638	11,744	9,621	59,004	81.9%
交付額割合	—	63.8%	19.9%	16.3%	100.0%	—



(3) 平均申請者負担額と補助金交付額（経済性の検証）

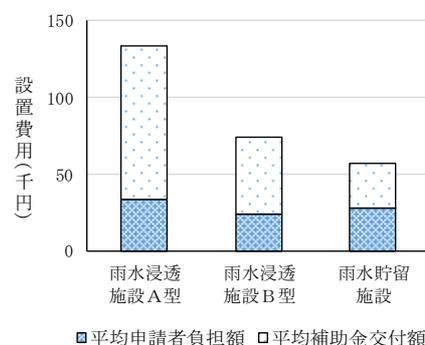
平成28年度から令和2年度における各施設1基あたりの平均申請者負担額と補助金交付額を示したものが図表7である。

申請者の負担額は各施設とも差が小さく、申請者が希望する施設を選択しやすくなっている。一方で、補助金の割合は雨水浸透施設A型が最も高いため、相対的に補助が手厚い状況となっている。

【図表7】平均申請者負担額と補助金交付額（単位：円/基）

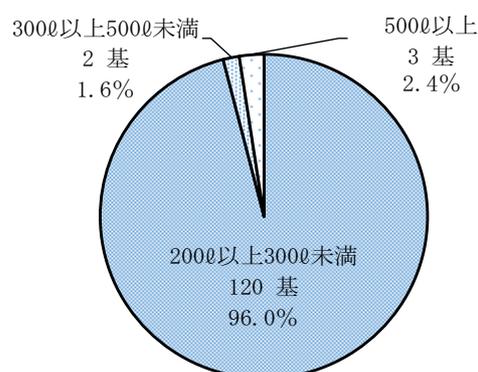
	設置費用			補助金の割合
	平均申請者負担額	平均補助金交付額	合計	
雨水浸透施設A型	33,327	99,943	133,270	75.0%
雨水浸透施設B型	24,177	50,000	74,177	67.4%
雨水貯留施設	27,653	29,400	57,053	51.5%
全体	27,673	47,423	75,096	63.1%

※各施設単独の設置費用を算出するため、複数種類の施設を設置した申請は除外した



また、各施設とも補助上限額に近い金額を交付しているため、申請者負担額が増える大型の施設は設置されにくい状況になっている。図表8で示すように、実際に雨水貯留施設では容積3000未満の小型施設が全体の96.0%を占めており、補助上限額が30,000円であることが影響している可能性がある。

【図表8】雨水貯留施設の容積別設置基数

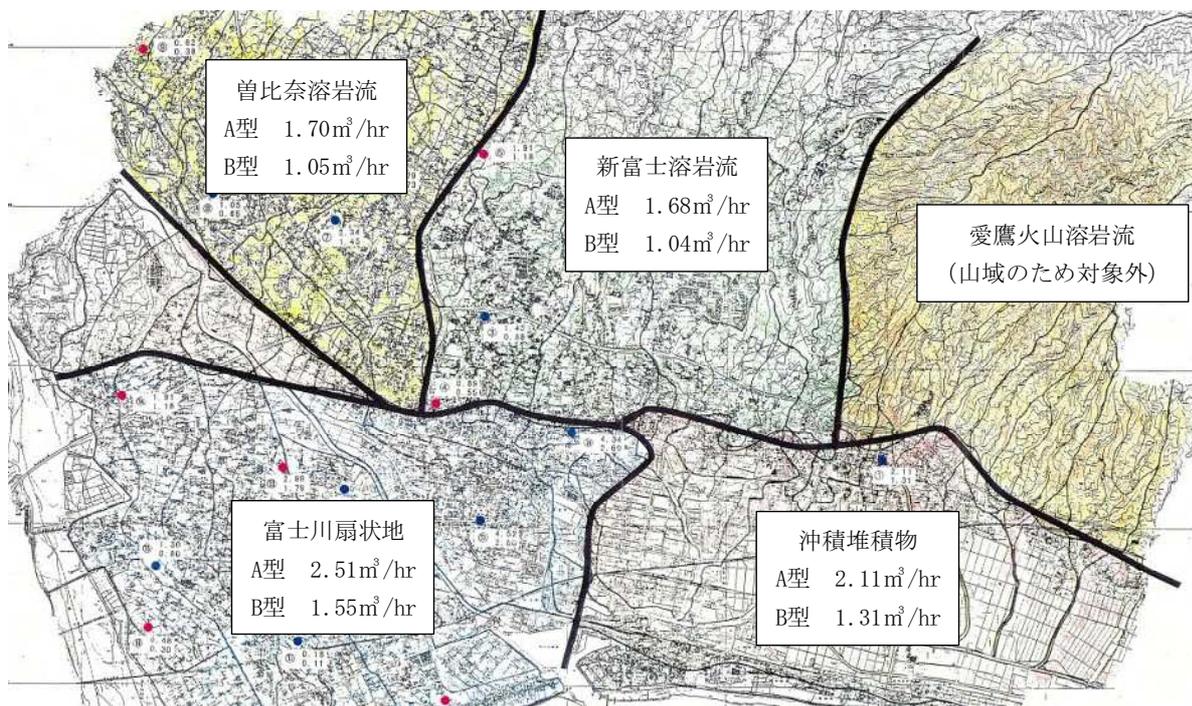


(4) 雨水流出の抑制効果（有効性の検証）

市内の各地質における1時間あたりの雨水浸透量を示したものが図表9である。雨水浸透量は、平成6年度から平成7年度にかけて市内18箇所にて現地浸透試験などを実施して算出したものである。

雨水浸透量は市域南部が多い傾向にあり、富士川扇状地が最も多くなっている。施設別では、雨水浸透施設A型がB型の約1.6倍の浸透量となっており、雨水流出抑制効果が高い。一方で、雨水浸透施設B型は平均補助金交付額がA型の約1/2であるため、費用対効果に優れている。

【図表9】 各地質における1時間あたりの雨水浸透量



次に、令和2年度末の各地質における累計設置基数と累計雨水浸透量を示したものが図表10及び図表11である。

累計雨水浸透量の合計は、雨水浸透施設A型が1172.56m³/hr、雨水浸透施設B型が540.28m³/hr、合わせて1712.84m³/hrとなっている。

【図表10】 雨水浸透施設A型の累計雨水浸透量

	雨水浸透量 (m³/hr/基)	累計設置基数 (基)	累計雨水浸透量 (m³/hr)
曾比奈溶岩流	1.70	117	198.90
新富士溶岩流	1.68	172	288.96
富士川扇状地	2.51	193	484.43
沖積堆積物	2.11	57	120.27
その他	2.00	40	80.00
合計	-	579	1,172.56

【図表11】 雨水浸透施設B型の累計雨水浸透量

	雨水浸透量 (m³/hr/基)	累計設置基数 (基)	累計雨水浸透量 (m³/hr)
曾比奈溶岩流	1.05	83	87.15
新富士溶岩流	1.04	69	71.76
富士川扇状地	1.55	164	254.20
沖積堆積物	1.31	63	82.53
その他	1.24	36	44.64
合計	-	415	540.28

※「その他」は旧富士川町等の地質で、浸透能力は各地質の平均値とした

続いて、市内の調整池等と累計雨水浸透量を比較したものが図表12である。

雨水浸透施設による累計雨水浸透量は、1時間で中規模の調整池の容積と同程度であり、1基あたりの雨水浸透量は大きくないものの、継続して設置を進めることで雨水流出抑制効果が期待できると考えられる。

【図表12】 調整池等と累計雨水浸透量の比較

調整池等の容積	調整池等の箇所数	累計雨水浸透量の合計における浸透時間
500m <sup>3</sup> 未満	52	0.3 時間以下
500m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満	13	0.3 時間 ~ 0.6 時間
1,000m <sup>3</sup> 以上 3,000m <sup>3</sup> 未満	12	0.6 時間 ~ 1.8 時間
3,000m <sup>3</sup> 以上10,000m <sup>3</sup> 未満	10	1.8 時間 ~ 5.8 時間
10,000m <sup>3</sup> 以上	13	5.8 時間以上

※調整池等は河川課管理のもの

令和2年度末の雨水貯留施設の累計設置基数と降雨1回あたりの累計雨水貯留量を示したものが図表13である。

累計雨水貯留量は、雨水浸透施設A型、B型の累計雨水浸透量と比較して低く、雨水流出抑制効果はあまり大きくない。また、雨水を貯留するためには、降雨前に貯水タンクの水を抜く必要があるため、設置者の協力が必要である。

【図表13】 雨水貯留施設の累計雨水貯留量

	雨水貯留量 (m <sup>3</sup> /回/基)	累計設置基数 (基)	累計雨水貯留量 (m <sup>3</sup> /回)
雨水貯留施設	0.20	432	86.40

※雨水貯留施設の容積は、最も設置基数が多い2000として算出した

#### (5) 常襲浸水被害地区と雨水浸透施設等の設置状況（効率性・有効性の検証）

市内の常襲浸水被害地区の状況と雨水浸透施設等の設置箇所を示したものが図表14及び図表15である。

浸水被害が多発している常襲浸水被害地区は市内に11箇所あり、河川改修等の対策も実施しているが、数年に一度の頻度で床上・床下浸水などの被害が発生している。常襲浸水被害地区は、雨水流出抑制対策が特に必要な地区であり、対策への関心も高いと考えられるが、他地区と比較して雨水浸透施設等の設置状況に大きな差は見られなかった。

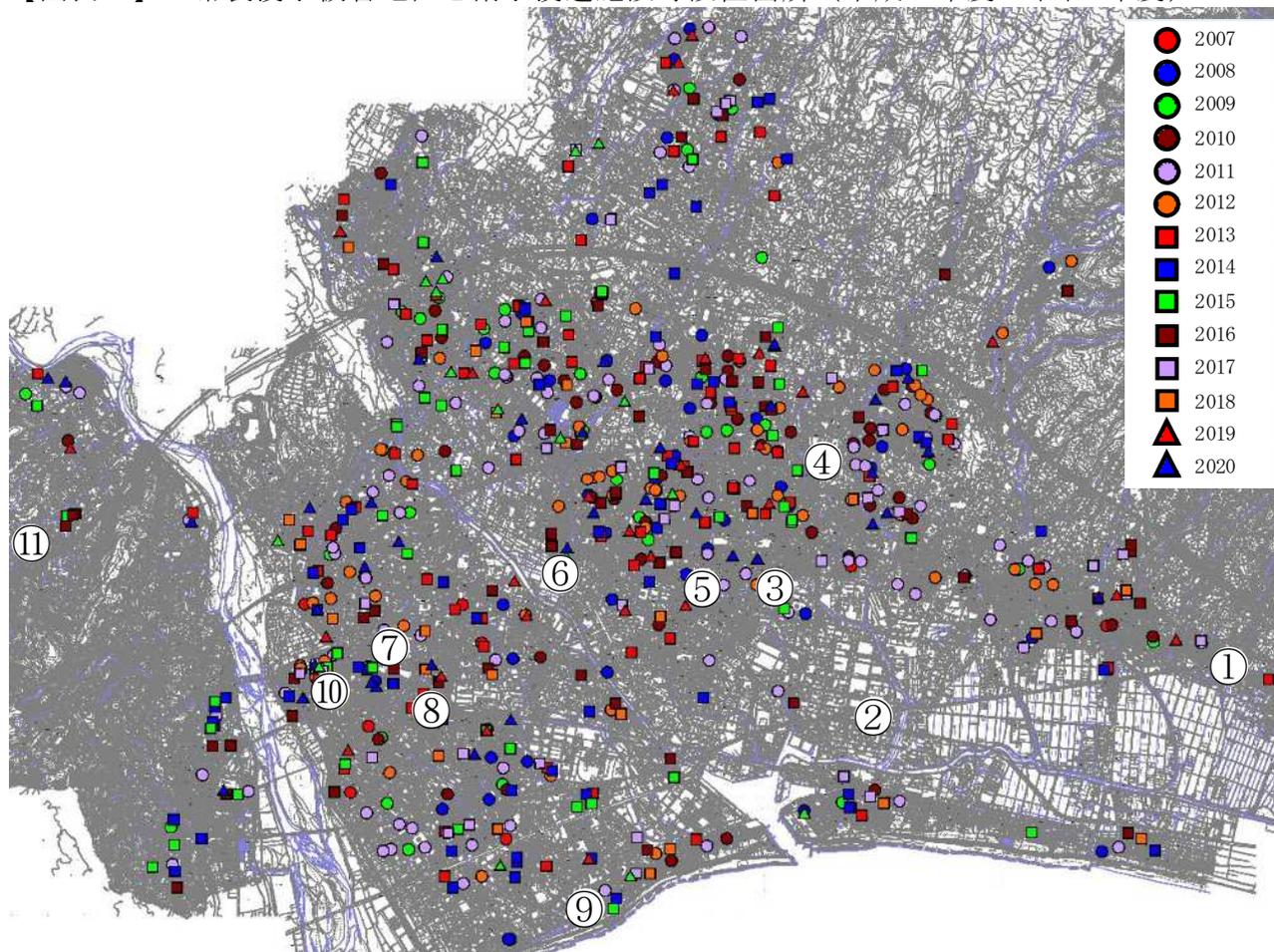
常襲浸水被害地区を対象とした取り組みは実施していないため、これらの関心の高い地区を対象とした広報等を行うことで、設置基数の増加に繋がる可能性がある。

【図表14】 常襲浸水被害地区の状況

(単位：件)

番号	被害地区名	氾濫河川名	被害件数							
			平成19年度		平成20年度		平成26年度		令和3年度	
			床上 浸水	床下 浸水	床上 浸水	床下 浸水	床上 浸水	床下 浸水	床上 浸水	床下 浸水
①	江尾地区	江尾江川	11	54		7	18	29	21	59
②	沖田地区	滝川				6	18		複数企業が浸水	
③	今泉地区	田宿川			1	8	2	7		
④	西木の宮地区	松原川			3	14				
⑤	吉原地区	和田川			6	50	3	25		
⑥	伝法地区	伝法沢			3	30		1		
⑦	平垣地区	富士早川				8		6		
⑧	水戸島地区	平垣横割共同堀				8		9		
⑨	中丸地区	新浜堀				8		23		
⑩	松岡地区	上堀				2		11		
⑪	松野地区	血流川					5	1		
合 計			11	54	13	141	46	112	21	59

【図表15】 常襲浸水被害地区と雨水浸透施設等設置箇所（平成19年度～令和2年度）



(6) 新築住宅と既存住宅における補助金申請状況（効率性・有効性の検証）

新築住宅と既存住宅における補助金申請件数と一戸建て建築確認申請件数を示したものが図表16である。

新築住宅の補助金申請件数と建築確認申請件数はどちらも微減傾向だが、既存住宅の申請件数が大きく減少している。

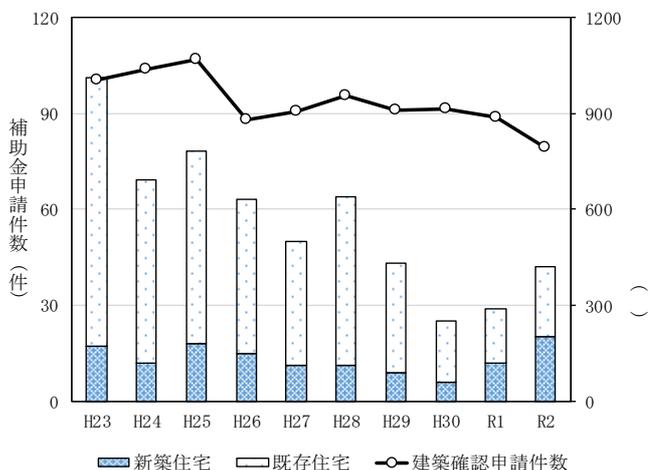
新築住宅における補助金申請件数は、全体の20%前後で推移しており、既存住宅の全体数を考慮すると高い割合となっている。これは、住宅の建築に合わせて雨水浸透施設等の設置を検討する住民が多いことに加えて、建築確認申請があった一戸建て住宅の建築主に対して、補助金制度のパンフレットを送付している影響が大きい。

また、令和元年度及び令和2年度の新築住宅における補助金申請件数は増加しており、申請件数全体に対する割合も40%を超えている。これは、令和元年度から主な施工業者である下水道排水設備指定工事店への広報を始めた効果が出ているものと思われる。

【図表16】 補助金申請件数 （単位：件）

	新築住宅	既存住宅	合計	新築住宅の割合	一戸建て建築確認申請件数※
平成23年度	16	85	101	15.8%	1,004
平成24年度	12	57	69	17.4%	1,038
平成25年度	18	60	78	23.1%	1,069
平成26年度	15	46	61	24.6%	878
平成27年度	11	39	50	22.0%	906
平成28年度	12	52	64	18.8%	955
平成29年度	9	34	43	20.9%	910
平成30年度	6	19	25	24.0%	915
令和元年度	12	17	29	41.4%	888
令和2年度	20	22	42	47.6%	792
合計	131	431	562	23.3%	9,355

※【出所】富士市建築指導課



(7) 同規模市及び県内他市の状況（経済性・効率性・有効性の検証）

事務事業の分析に当たり、雨水浸透施設等への補助制度について、人口規模が近い同規模市（8市）及び県内他市（9市）にアンケート調査を実施し、その調査結果を活用して比較分析を行った。アンケート調査を実施した各市の概要は次の図表17のとおりである。

なお、掛川市などの補助制度名に記載されている「浄化槽雨水貯留施設転用」とは、公共下水道への接続により不用となった浄化槽にポンプ等を取り付け、雨水貯留施設として再利用するものであり、本市では補助対象として明記している施設ではないものの、雨水流出抑制手段の一つであるため同時に調査した。

【図表17】 アンケート実施都市の概要

(単位：世帯)

都市名		補助制度名	現行制度 開始年度	補助対象区域	対象区域 内世帯数
福島県	郡山市	郡山市雨水活用補助金	平成29年度	公共下水道関連区域	119,817
	いわき市	いわき市雨水流出抑制施設及び止水板設置補助金	平成19年度	公共下水道関連区域	82,056
茨城県	水戸市	水戸市雨水貯留施設等設置補助金	平成21年度	市内全域	128,171
千葉県	佐倉市	雨水貯留浸透施設設置工事等補助金	平成16年度	市内全域	78,629
静岡県	静岡市	静岡市雨水貯留浸透施設設置等補助金	平成15年度	公共下水道関連区域	287,000
	浜松市	浜松市雨水浸透ます設置事業費補助金	平成18年度	その他の区域	39,079
	沼津市	沼津市雨水浸透・貯留施設設置費補助金	平成28年度	その他の区域	3,872
	三島市	三島市雨水浸透・貯留施設設置費補助金	平成3年度	市内全域	49,770
	富士宮市	富士宮市雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金	平成21年度	その他の区域	18,320
	島田市	島田市雨水浸透施設設置費補助金	平成17年度	その他の区域	29,000
	富士市	富士市雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金	平成7年度	市内全域	108,684
	掛川市	掛川市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金	平成13年度	公共下水道関連区域	14,152
	袋井市	袋井市浄化槽雨水貯留施設転用工事費補助金	平成11年度	公共下水道関連区域	16,950
	湖西市	湖西市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金	平成12年度	公共下水道関連区域	10,696
愛知県	春日井市	春日井市雨水貯留浸透施設設置補助金	平成25年度	市内全域	138,755
	豊川市	豊川市雨水浸透ます設置事業補助金	平成23年度	市内全域	78,932
		豊川市雨水貯留施設設置事業補助金	平成16年度		
		豊川市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金	平成8年度		
	刈谷市	刈谷市雨水貯留浸透施設設置事業補助金	平成16年度	市内全域	67,631
	安城市	安城市雨水貯留浸透施設設置補助金	平成15年度	市内全域	77,348

※一部自治体は、補助対象区域から急傾斜地崩落危険区域等を除いている。  
 ※公共下水道関連区域は、公共下水道全体計画区域や公共下水道処理区域などである。  
 ※その他の区域は、各自自治体で定めた特定の地域や河川流域などである。  
 ※対象区域内世帯数は、令和3年4月1日時点の補助対象区域内の世帯数である。  
 ※一部自治体の対象区域内世帯数は概算値である。

ア 各市の補助対象施設と主な目的

各市の補助対象施設と主な目的を集計したものが図表18及び図表19である。

補助制度の担当部局は多岐に亘っており、上下水道部局が8市、建設部局が5市、環境部局が3市、都市整備部局が2市となっていた。一方で補助制度の主な目的は「雨水流出の抑制」、「雨水の有効利用」、「地下水のかん養」を共通して挙げている市が多く、富士市の目的とも一致していた。

【図表18】 担当部局と補助制度の有無

都市名	担当部局	A型	B型	貯留施設	浄化槽 転用
郡山市	上下水道部局		○	○	○
いわき市	環境部局		○	○	○
水戸市	環境部局		○	○	○
佐倉市	建設部局		○	○	○
静岡市	上下水道部局	○	○	○	○
浜松市	環境部局		○		
沼津市	建設部局	○	○	○	
三島市	都市整備部局	○	○	○	○
富士宮市	上下水道部局	○	○	○	○
島田市	都市整備部局		○		
富士市	建設部局	○	○	○	
掛川市	上下水道部局				○
袋井市	上下水道部局				○
湖西市	上下水道部局				○
春日井市	建設部局		○	○	○
豊川市	上下水道部局		○	○	○
刈谷市	上下水道部局		○	○	○
安城市	建設部局		○	○	○
合計		5	15	13	14

【図表19】 補助制度の主な目的

項目名	回答数
雨水流出の抑制	15
雨水の有効利用	14
地下水のかん養	12
上水道の負担軽減	6
健全な水循環の維持	5
治水に関する意識啓発	3
水質向上	2
その他	4

※複数回答可

※「その他」の内容は、下水道施設の負担軽減、浸水被害の軽減などである

## イ 雨水浸透施設 A 型の比較

各市の雨水浸透施設 A 型の補助制度及び補助実績を示したものが図表20である。補助実績の比較にあたり、コストの比較指標として平均補助金額を、実績の比較指標として施設普及率を採用した。平均補助金額は、補助金交付額（図表20中の(a)）を設置基数(b)で除したもので、金額が低いほどコスト効率が高いことを示す。施設普及率は、設置基数(b)を対象世帯数(c)で除したもので、補助対象世帯の規模によらず設置実績を比較するための指標であり、数値が大きいほど実績が高いことを示す。

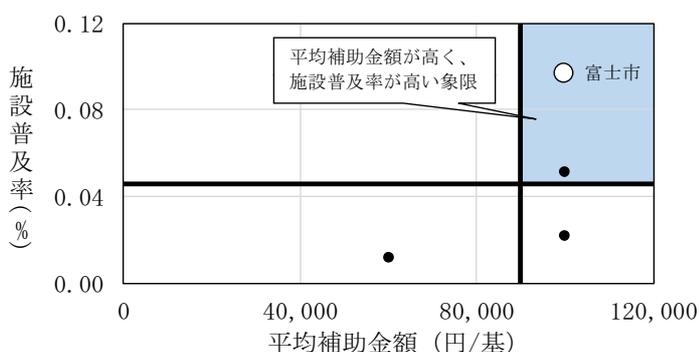
雨水浸透施設 A 型への補助を実施している市はすべて県内の市であり、補助率などの交付条件も近いものとなっている。また、各市とも補助上限額と平均補助金額がほぼ一致しており、上限まで補助を受けているケースが多いと考えられる。

グラフに示したとおり、本市は平均補助金額、施設普及率ともに高い象限に位置しており、費用に見合った実績となっている。平均補助金額は平均値より高くなっているためコストを下げる余地があると考えられるが、施設普及率が他市よりも高く、平均値の約2.1倍となっている点を考慮する必要がある。

【図表20】 雨水浸透施設 A 型の補助制度と補助実績（平成28年度～令和2年度）

都市名	補助制度			補助実績				
	補助対象費用	補助率	補助上限額	補助金交付額 (a)	設置基数 (b)	対象世帯数 (c)	平均補助金額 (a/b)	施設普及率 (b/c)
富士市	設置に要する経費	全額	100,000 円/基	10,498 千円	105 基	108,684 世帯	99,981 円/基	0.097%
沼津市	設置に要する経費	全額	100,000 円/基	200 千円	2 基	3,872 世帯	100,000 円/基	0.052%
富士宮市	設置に要する経費	全額	100,000 円/基	400 千円	4 基	18,320 世帯	100,000 円/基	0.022%
三島市	設置に係る工事に要する経費	全額	60,000 円/基	360 千円	6 基	49,770 世帯	60,000 円/基	0.012%
						平均値	89,995 円/基	0.046%

※実績のない市は除外した



## ウ 雨水浸透施設 B 型の比較

各市の雨水浸透施設 B 型の補助制度及び補助実績を示したものが図表21である。

雨水浸透施設 A 型と同様に、補助上限額と平均補助金額がほぼ一致しており、上限まで補助を受けているケースが多いと考えられる。

本市の施設普及率は2番目に高いものの、平均補助金額が高く、施設普及率が低い象限に位置しており、コストに対して実績が伴っていない。これは、浜松市の施設普及率が平均値の7倍以上となっている影響が大きく、浜松市以外はすべての市が施設普及率が低い象限に位置している。浜松市の補助制度は、佐鳴湖の水質向上を目

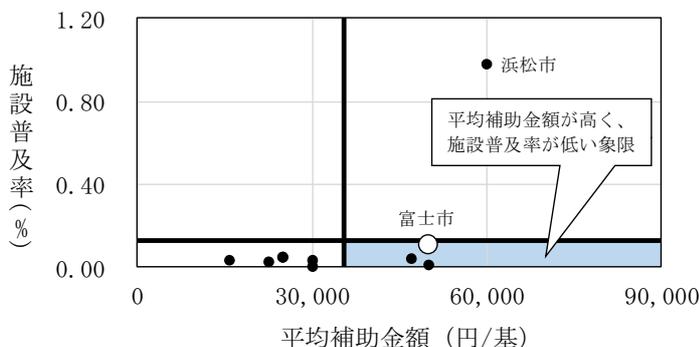
的としており、補助対象区域を佐鳴湖上流域に限定している。住民の水質向上への関心が高いことに加えて、目的と区域を限定した集中的な取り組みを行っており、これらが高い施設普及率に繋がっているものと考えられる。

【図表21】 雨水浸透施設B型の補助制度と補助実績（平成28年度～令和2年度）の比較

都市名	補助制度			補助実績				
	補助対象費用	補助率	補助上限額	補助金交付額 (a)	設置基数 (b)	対象世帯数 (c)	平均補助金額 (a/b)	施設普及率 (b/c)
浜松市	設置に要する経費	全額	60,000 円/基	22,920 千円	382 基	39,079 世帯	60,000 円/基	0.978%
富士市	設置に要する経費	全額	50,000 円/基	5,950 千円	119 基	108,684 世帯	50,000 円/基	0.109%
郡山市	設置工事費	2/3	25,000 円/基	1,500 千円	60 基	119,817 世帯	25,000 円/基	0.050%
いわき市	設置に係る工事費用	2/3	25,000 円/基	975 千円	39 基	82,056 世帯	25,000 円/基	0.048%
三島市	設置に係る工事に要する経費	全額	50,000 円/基	1,036 千円	22 基	49,770 世帯	47,091 円/基	0.044%
島田市	設置する費用	全額	30,000 円/基	300 千円	10 基	29,000 世帯	30,000 円/基	0.034%
豊川市	事業経費	2/3	20,000 円/基	410 千円	26 基	78,932 世帯	15,769 円/基	0.033%
佐倉市	内径1cmあたり700円または設置費を比較して安い金額	—	100,000 円/基	406 千円	18 基	78,629 世帯	22,556 円/基	0.023%
富士宮市	設置に要する経費	全額	50,000 円/基	100 千円	2 基	18,320 世帯	50,000 円/基	0.011%
水戸市	設置に要する経費	1/2	30,000 円/棟	150 千円	5 基	128,171 世帯	30,000 円/基	0.004%
						平均値	35,542 円/基	0.133%

※実績のない市は除外した

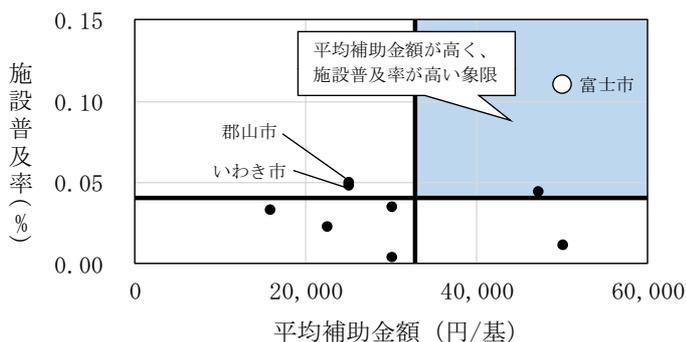
※豊川市の補助上限額は、令和元年度まで15,000円/基



浜松市を除いて比較した場合、平均値は平均補助金額が32,824円/基、施設普及率が0.040%となり、本市は平均補助金額が高く、施設普及率が高い象限に位置する。雨水浸透施設A型と同様にコストを下げる余地があると考えられるが、施設普及率が他市よりも高く、平均値の約2.7倍となっている点を考慮する必要がある。

また、平均補助金額が低く、施設普及率が高い象限に郡山市及びいわき市が位置しており、より効率的に補助金を交付している。本市との主な違いは、①補助率を3分の2としていること、②補助上限額を本市の半分（25,000円/基）としていることである。

【図表22】 浜松市を除いた場合の比較



## エ 雨水貯留施設の比較

各市の雨水貯留施設の補助制度及び補助実績を示したものが図表23である。

各市とも補助率や対象容積が一樣ではなく、補助上限額と平均補助金額が一致していない市が多くなっている。

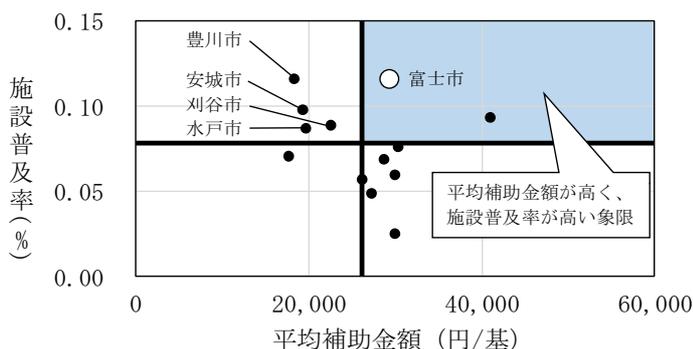
本市の施設普及率は2番目に高くなっており、平均補助金額が高く、施設普及率が高い象限に位置している。雨水浸透施設A型と同様の状況ではあるが、豊川市など施設普及率が本市と同水準で平均補助金額が低い市が複数あるため、他市の例を参考として平均補助金額を下げる方法がないか、あるいは補助金額を維持したままより施設普及率を向上させる方法はないか検討する余地がある。

平均補助金額が低く、施設普及率が高い象限に、豊川市、安城市、刈谷市、水戸市が位置しており、より少ない費用で実績を挙げている。本市との主な違いは、①3分の2から2分の1の補助率を設けていること、②容積1000以上2000未満の小型施設を補助対象としていること、③安城市と刈谷市は補助上限額に容積量に応じた累進性を持たせていることである。①を採用した場合、補助率によっては設置実績が下がる可能性があるため注意が必要である。②、③を採用した場合、容積2000未満の小型施設の設置が増えるが、雨水貯留施設は容積の大きさによらず雨水流出抑制効果は小さいため、本市における影響は限定的である。また、平均補助金額を抑えるだけでなく、選択できる施設が増えるため、設置基数が増加する可能性がある。

【図表23】 雨水貯留施設の補助制度と補助実績（平成28年度～令和2年度）

都市名	補 助 制 度				補 助 実 績				
	補助対象費用	補助率	対象容積	補助上限額	補助金交付額 (a)	設置基数 (b)	対象世帯数 (c)	平均補助金額 (a/b)	施設普及率 (b/c)
豊川市	事業経費	2/3	1000以上	33,000 円/基	1,675 千円	92 基	78,932 世帯	18,207 円/基	0.117%
富士市	設置に要する経費	全額	2000以上	30,000 円/基	3,684 千円	125 基	108,684 世帯	29,472 円/基	0.115%
安城市	工事費	2/3	1000以上2000未満 2000以上	18,000 円/基 25,000 円/基	1,471 千円	76 基	77,348 世帯	19,355 円/基	0.098%
いわき市	購入費用	2/3	2000以上	50,000 円/基	3,160 千円	77 基	82,056 世帯	41,039 円/基	0.094%
刈谷市	設置工事に要する材料費、 工事費、諸経費	2/3	1000以上2000未満 2000以上	15,000 円/基 25,000 円/基	1,348 千円	60 基	67,631 世帯	22,473 円/基	0.089%
水戸市	設置に要する経費	1/2	1000以上	30,000 円/棟	2,203 千円	112 基	128,171 世帯	19,670 円/基	0.087%
三島市	設置に係る工事に要する経費	1/2	-	50,000 円/基	1,152 千円	38 基	49,770 世帯	30,316 円/基	0.076%
佐倉市	貯留量10あたり100円または 設置費の1/2を比較して安い金額	-	1000以上	50,000 円/基	987 千円	56 基	78,629 世帯	17,625 円/基	0.071%
郡山市	購入費	2/3	1000以上	40,000 円/基	2,384 千円	83 基	119,817 世帯	28,723 円/基	0.069%
富士宮市	設置に要する経費	全額	2000以上	30,000 円/基	330 千円	11 基	18,320 世帯	30,000 円/基	0.060%
春日井市	施設の材料費と 施設工事等の費用（税抜）	1/2	1000以上2000未満 2000以上5000未満 5000以上	25,000 円/基 40,000 円/基 60,000 円/基	2,097 千円	80 基	138,755 世帯	26,213 円/基	0.058%
静岡市	設置費	2/3	2000以上4000未満 4000以上	30,000 円/基 60,000 円/基	3,869 千円	142 基	287,000 世帯	27,246 円/基	0.049%
沼津市	設置に要する経費	全額	2000以上	30,000 円/基	30 千円	1 基	3,872 世帯	30,000 円/基	0.026%
							平均値	26,180 円/基	0.078%

※豊川市の補助上限額は、令和元年度まで25,000円/基



### オ 浄化槽転用の比較

各市の浄化槽転用の補助制度及び補助実績を示したものが図表24である。

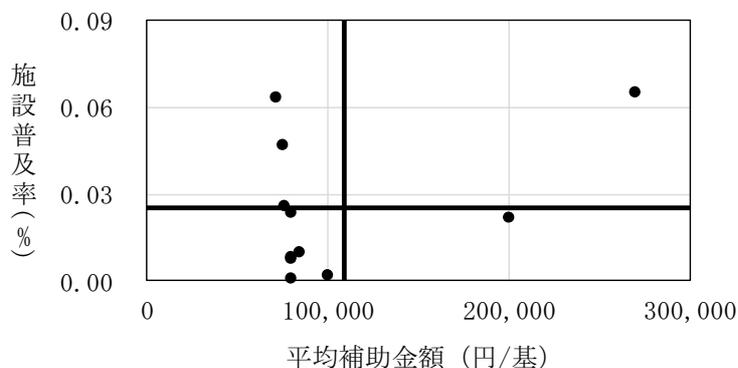
全体的な傾向としては、他の施設と比較して平均補助金額が高く、施設普及率は低い状況となっている。

浄化槽転用施設は、小型のものでも1,000ℓ以上の雨水を貯留することができるが、ポンプ等を設置する必要があるため設置費用が高くなる傾向がある。また、公共下水道に接続し浄化槽が不要となった場合に転用が可能となるため、補助を受けられる対象者が限られている。このため、他の施設と比較すると平均補助金額が高く、施設普及率は低くなる傾向があると考えられる。

本市においては、事務事業評価等における目標基数を達成するため、平均補助金額をできる限り抑えて施設普及率を向上させる方策が求められているため、浄化槽転用を補助対象に加える必要性は少ないと考えられる。なお、浄化槽転用については、公共下水道への接続時に浄化槽の廃止・撤去以外の手段として住民に提示する目的であれば有効な方法であると考えられる。

【図表24】 浄化槽転用の補助制度と補助実績（平成28年度～令和2年度）

都市名	補 助 制 度				補 助 実 績					
	補助対象費用	補助率	容積等	補助上限額	補助金交付額 (a)	設置基数 (b)	対象世帯数 (c)	平均補助金額 (a/b)	施設普及率 (b/c)	
郡山市	設置工事費	2/3	一般住宅 事業所	250,000 円/基 400,000 円/基	21,060 千円	78 基	119,817 世帯	270,000 円/基	0.065%	
掛川市	改造工事費	1/2	—	75,000 円/基	645 千円	9 基	14,152 世帯	71,667 円/基	0.064%	
湖西市	不用部品の撤去、雨水集水配管取付、ポンプの設置に係る工事費等	1/2	—	75,000 円/基	375 千円	5 基	10,696 世帯	75,000 円/基	0.047%	
安城市	工事費	2/3	3㎡未満 3㎡以上10㎡未満 10㎡以上	75,000 円/基 100,000 円/基 150,000 円/基	1,525 千円	20 基	77,348 世帯	76,250 円/基	0.026%	
袋井市	転用工事に要した経費	1/2	—	80,000 円/基	320 千円	4 基	16,950 世帯	80,000 円/基	0.024%	
いわき市	設置に係る工事費用	2/3	—	200,000 円/基	3,600 千円	18 基	82,056 世帯	200,000 円/基	0.022%	
豊川市	事業経費	2/3	—	100,000 円/基	675 千円	8 基	78,932 世帯	84,375 円/基	0.010%	
三島市	設置に係る工事に要する経費	1/2	—	80,000 円/基	320 千円	4 基	49,770 世帯	80,000 円/基	0.008%	
刈谷市	設置及び改造工事に要する諸経費	2/3	3㎡未満 3㎡以上10㎡未満 10㎡以上	75,000 円/基 100,000 円/基 150,000 円/基	400 千円	5 基	67,631 世帯	80,000 円/基	0.007%	
静岡市	設置費	2/3	—	100,000 円/基	600 千円	6 基	287,000 世帯	100,000 円/基	0.002%	
春日井市	施設の材料費と 施設工事等の費用（税抜）	1/2	3㎡未満 3㎡以上10㎡未満 10㎡以上	75,000 円/基 100,000 円/基 150,000 円/基	80 千円	1 基	138,755 世帯	80,000 円/基	0.001%	
※実績のない市は除外した ※豊川市の補助上限額は、令和元年度まで75,000円/基								平均値	108,845 円/基	0.025%



## カ 全体の比較

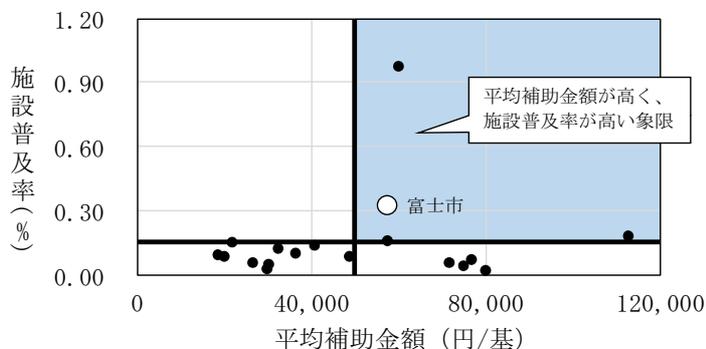
各市の全施設の補助実績を示したものが図表25である。

本市は平均補助金額が高く、施設普及率が高い象限に位置しており、個別の施設と同様の傾向となった。本市の施設普及率は2番目に高く、平均値の2倍以上となっており、他市と比較した場合の実績は高い状況である。平均補助金額を抑える余地はあるものの、施設普及率が高いことを考慮すると、現行制度を活かした上で方策を検討することが望ましい。

雨水流出抑制効果の点から比較した場合、本市の各施設の設置基数は、5年間で雨水浸透施設A型が105基、B型が119基、雨水貯留施設が125基となっており、雨水流出抑制効果が高いA型とB型の設置割合は64.2%となっている。この割合は他市と比較しても高い水準にあり、雨水流出抑制効果を確保できていると考えられる。

【図表25】 全体の補助実績（平成28年度～令和2年度）

都市名	補助制度の有無				補助実績					
	A型	B型	貯留施設	浄化槽転用	補助金交付額 (a)	設置基数 (b)	設置基数のうち A型+B型の割合	対象世帯数 (c)	平均補助金額 (a/b)	施設普及率 (b/c)
浜松市		○			22,920 千円	382 基	100.0%	39,079 世帯	60,000 円/基	0.978%
富士市	○	○	○		20,132 千円	349 基	64.2%	108,684 世帯	57,685 円/基	0.321%
郡山市		○	○	○	24,944 千円	221 基	27.1%	119,817 世帯	112,869 円/基	0.184%
いわき市		○	○	○	7,735 千円	134 基	29.1%	82,056 世帯	57,724 円/基	0.163%
豊川市		○	○	○	2,760 千円	126 基	20.6%	78,932 世帯	21,905 円/基	0.160%
三島市	○	○	○	○	2,868 千円	70 基	40.0%	49,770 世帯	40,971 円/基	0.141%
安城市		○	○	○	3,141 千円	97 基	0.0%	77,348 世帯	32,381 円/基	0.125%
刈谷市		○	○	○	2,562 千円	70 基	0.0%	67,631 世帯	36,606 円/基	0.104%
佐倉市		○	○	○	1,393 千円	74 基	24.3%	78,629 世帯	18,824 円/基	0.094%
富士宮市	○	○	○	○	830 千円	17 基	35.3%	18,320 世帯	48,824 円/基	0.093%
水戸市		○	○	○	2,353 千円	117 基	4.3%	128,171 世帯	20,111 円/基	0.091%
沼津市	○	○	○		230 千円	3 基	66.7%	3,872 世帯	76,667 円/基	0.077%
掛川市				○	645 千円	9 基	0.0%	14,152 世帯	71,667 円/基	0.064%
春日井市		○	○	○	2,177 千円	81 基	0.0%	138,755 世帯	26,877 円/基	0.058%
静岡市	○	○	○	○	4,469 千円	148 基	0.0%	287,000 世帯	30,196 円/基	0.052%
湖西市				○	375 千円	5 基	0.0%	10,696 世帯	75,000 円/基	0.047%
島田市		○			300 千円	10 基	100.0%	29,000 世帯	30,000 円/基	0.034%
袋井市				○	320 千円	4 基	0.0%	16,950 世帯	80,000 円/基	0.024%
							平均値		49,906 円/基	0.156%



## キ 広報活動の比較

各市の広報活動の実施状況と本市の主な活動状況を示したものが図表26である。

各市の平均的な広報活動実施数は3～4活動程度であるが、本市は6活動を実施して

おり、幅広く補助金制度の普及に努めている。

本市の広報活動の内容は、「広報紙への掲載」によって幅広く周知を図っているが、掲載スペースが限られている。「広報紙への掲載」以外の活動については、対象を絞って効率的に広報しているが、活動規模は小さいものとなっている。このため、チラシの全戸配布などによって広域的な広報を行うことで、より周知を図ることができる可能性がある。

【図表26】 広報活動の実施状況 (単位：市)

活動内容	実施市数	富士市の主な活動状況
ウェブサイト（HP）掲載	18	富士市公式ウェブサイトに補助制度の案内を掲載
広報紙への掲載	13	全戸配布される「広報ふじ」と町内会に回覧される「環境に関する補助制度パンフレット」に補助制度の案内を掲載
公共施設などでのチラシ配架	10	地区まちづくりセンターにパンフレット配架
施工業者への広報	10	「下水道排水設備指定工事店」へパンフレットを配布 「住宅フェア」に資料提供
各イベントでのパネル展示等	7	「富士市環境フェア」にて、補助制度や施工事例に関するパネルを展示し、パンフレットを配布
ホームセンター等へのパンフレット配布	5	建築確認申請があった一戸建て住宅の建築主にパンフレットを送付
SNSによる広報	3	
新聞への掲載	0	

(8) 例規等に関する検証（合規性・正確性の検証）

「富士市雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金」は、以下の例規に則って補助金交付事務が実施されている。

規 則	富士市補助金等交付規則
要 綱	富士市雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金交付要綱

例規の内容について検証を行ったところ、以下の改善すべき点が見受けられた。

ア 要綱 第3条（補助の対象者）

補助対象者の要件の一つとして、「市内に敷地面積が1,000㎡未満の居住の用に供する住宅の所有者」を規定しており、敷地面積を申請図面などから確認することとしていたが、面積の記載のない図面があるなど確認が不十分だった。また、所有者が親族である場合も補助の対象とする運用をしていた。敷地面積の確認を徹底するとともに、住宅の占有者等も補助の対象者として明記するか、補助の対象外とする必要がある。

イ 要綱 第10条（完了届）

完了届に添付する書類として「雨水浸透施設等の設置に係る領収書」を規定しているが、原本確認の上で領収書の写しの提出を認めていた。領収書の写しでも可とする旨を明記するか、原本の提出を求める必要がある。

ウ 要綱 別表第2（第6条関係）

雨水浸透施設の補助対象基数を規定しており、住宅の建築面積に応じて最大4基まで補助対象となるが、申請書に記載されている面積と配置図等に記載されている面積が異なっている申請や、面積の根拠のない申請が散見された。建築面積の算出式を明記させるなど、より厳格に運用する必要がある。

エ 申請内容の変更、取下げについて

申請内容の変更や申請の取下げに関する規定がないため、申請書の見え消しや図面の差替え、任意様式による取下げ書などによって対応をしていた。事務手続きを正確に行うため、要綱に申請内容の変更、取下げ方法について規定することが望ましい。

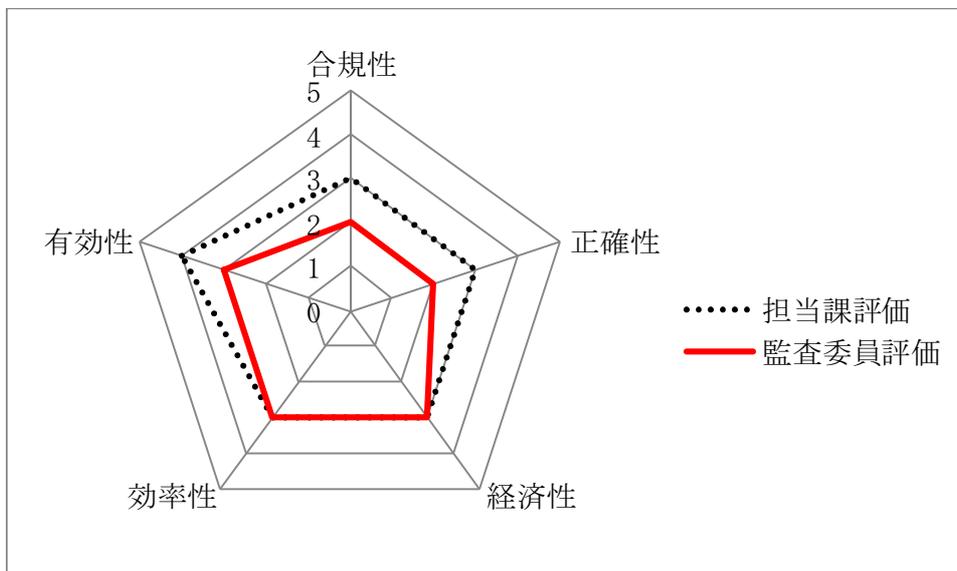
### 3 評価

#### <担当課評価>

監査の 視点	担当課 評価	判断の根拠、課題等
合規性	3	<p>本補助金は、富士市補助金等交付規則及び富士市雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金交付要綱に基づき事務を執行している。補助金については、規則、要綱の規定に基づき適正に交付している。</p>
正確性	3	<p>申請受付時には、説明資料にて必要書類などを説明し、書類受付時には、申請者とともにチェックリストに基づき内容の確認を行っている。</p> <p>交付の審査及び決定時は、担当者による現地確認後、複数人で申請内容や書類の再確認をし、課長決裁にて交付を行っている。</p> <p>雨水浸透施設・貯留槽ともに、着手前・設置後について担当者が現地の確認を行っており、申請者には着手前、施工中及び完成写真の提出を求めている。</p> <p>「申請者氏名」「住所」「設置箇所」「交付額」などの必要な情報についてはデータベースにて管理、確認を行うとともに、庁内地理情報システムとの整合により、重複申請の防止等を図っている。また、決定通知書の作成時には、チェックリストの活用により誤発行の防止を図っている。</p>
経済性	3	<p>本補助金の性質上、より多くの施設が設置されることにより、総量的な雨水流出抑制効果が期待できるものである。</p> <p>近隣の同制度と比較して、1基あたりの補助金額はやや高くなっているが、富士山麓から駿河湾へ流れ込む河川が多い本市の地域特性において、流出抑制を図る事業として重要な政策と考え、1基あたりの補助金については、設置者の費用負担を軽減することで、より多くの設置が実現できるように設定している。</p>
効率性	3	<p>補助金の申請を原則窓口で行うことで、申請者への説明や書類の修正についてその場で対応することが可能となり、交付決定までの処理を円滑に行うようにしている。補助金の交付時には、申請ごとに現地確認が必要であり非効率な部分はあるが、決定通知書の作成時には、チェックリストの活用により、担当者・決裁者の審査を効率よく行っている。</p>
有効性	4	<p>本補助金は、昨今の浸水被害が頻発する中で、災害の要因となる雨水の流出に対し、抑制の一端を担っていると考える。施設の一基あたりの効果は小さいが、個人が可能である雨水への数少ない流出防止及び水防対策であるとともに、水防意識向上などの副次的な要素として有効であると考えられる。</p>

< 監査委員評価 >

監査の視点	監査委員評価	判断の根拠、課題等
合規性	2	事務の執行は例規に従い行われているものであるが、親族が住宅の所有者の場合でも補助対象として認めるなど、一部で要綱の規定を緩和した運用が見受けられた。要綱に基づく運用に改めるか、実態に即して要綱を見直す必要がある。
正確性	2	要綱に規定されている敷地面積や建築面積の確認が不十分な点が見受けられた。 また、補助対象施設の事務事業評価と施策評価における目標基数の整合性がとれておらず、設置実績との差も大きくなっていたため、より正確で実現可能な目標基数を算定する必要がある。
経済性	3	他市比較の結果などから、補助金交付額がやや高い傾向が見られたが、設置基数も多くなっており、費用に見合った実績を挙げている。補助金交付額を抑える余地はあるものの、現行制度を活かした上で検討することが望ましい。
効率性	3	補助金申請時にはチェックリスト等を活用し、効率的な補助金交付に努めていた。 また、一戸建て建築確認申請者や施工業者など、実績に繋がりやすい対象者に対して効率よく広報を実施していた。
有効性	3	施設の設置実績は他市と比較して高い傾向にあり、補助の手厚さや制度周知の取り組みなどが実績に結び付いていると考えられる。 また、雨水浸透能力が高い雨水浸透施設 A 型及び B 型の設置割合も高いため、総合計画において目的としている雨水流出抑制の一端を担っているものと思われるが、平成 28 年度から令和 2 年度における全体の施設普及率は 0.321% と低い。



#### 4 監査結果に基づく改善事項等

監査の結果、改善や検討が望まれる事項を次のとおりまとめたので、適切な対応を講じられたい。

##### (1) 適切な目標基数の算定

事務事業評価と施策評価における目標基数に対し、設置実績の差が大きく各基数の整合性が取れていない状況となっていた。目標基数を設定するにあたっては、施設の設置によってどの程度の雨水流出抑制を見込むのかといった施策の方向性を定め、より正確で実現可能な目標基数を算定して進行管理に活用することを検討されたい。

##### (2) 設置基数向上策の検討

本市の設置実績は他市と比較して高い水準にあると考えられるが、近年の設置実績では事務事業評価等における目標基数に達しておらず、設置基数を向上させる方策が必要である。

事務事業を分析した結果、水害対策や環境への意識が高い住民・水防団員に対して、施設の設置を促す取組や、地区住民の合意形成を図りながら、雨水流出抑制重点地区を設定して集中的に実施する取組みも、設置基数を増やすためには有用ではないかと思われる。その他にも、補助対象基準の見直しやチラシの全戸配布などによって設置基数が増える可能性があるため、これらの手法も含めた設置基数の向上策について検討されたい。

##### (3) 予算の確保と手続の年度間調整

平成24年度及び令和2年度において、予算が不足したため補助金の申請を年度途中で終了していた。年度によって補助金交付額の変動が大きいため予算額の算定が難しい面はあるが、設置機会を喪失することがないように予算の補正等による確保や申請交付手続きの年度間調整など柔軟な対応を検討されたい。

##### (4) 申請内容の確認と変更・取下げ

補助金の申請において、一部の交付要件について確認が不十分なまま補助金を交付している事例が見受けられたので、算出式の記載や現地での実測など、より厳格に確認を行う必要がある。

また、申請内容の変更・取下げに関する規定がないことにより、申請書の見え消しや図面の差替え、任意様式による取下げ書などが見受けられたため、要綱に申請内容の変更、取下げ方法について規定することが望ましい。